

貨物利用運送事業報告規則による報告書の提出について

運送機関の種類	事業の種類別	提出先		報告書類の経由可能先	備考
		事業概況報告書	事業実績報告書		
外航運送	貨物利用運送事業（邦人）	国土交通大臣	同左	所轄地方運輸局長	外国人企業であっても、下記の事業を行うに当たっては、邦人企業と同様の規制を受けるので、提出すべき報告書及びその提出先は邦人企業と同様である。 ・内航運送に係る貨物利用運送事業（第一種・第二種） ・鉄道運送に係る貨物利用運送事業（第一種・第二種） ・貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業
	外国人国際貨物利用運送事業	不要	国土交通大臣 （第2表のみ）	（直接）	
内航運送	第一種貨物利用運送事業	所轄地方運輸局長	同左	所轄運輸支局長・ 所轄海事事務所長	この場合には、事業概況報告書の第2表及び損益明細票については、外国人国際貨物利用運送事業についての記載は、不要である。 （注） 運輸支局、海事事務所を経由して報告書類を提出できるのは、それぞれ、内航または自動車のみを行っている場合である。なお、神戸運輸監理部を経由して地方運輸局長に書類の提出ができるのは、兵庫県内に主たる事務所がある貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業のみを経営する者に限る。
	第二種貨物利用運送事業	国土交通大臣・ 所轄地方運輸局長	同左	所轄地方運輸局長 （経由必須）	
航空運送	貨物利用運送事業（邦人）	国土交通大臣	同左	所轄地方運輸局長	（注） 運輸支局、海事事務所を経由して報告書類を提出できるのは、それぞれ、内航または自動車のみを行っている場合である。なお、神戸運輸監理部を経由して地方運輸局長に書類の提出ができるのは、兵庫県内に主たる事務所がある貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業のみを経営する者に限る。
	外国人国際貨物利用運送事業	不要	国土交通大臣 （第2表のみ）	（直接）	
鉄道運送	貨物利用運送事業	国土交通大臣・ 所轄地方運輸局長	同左	所轄地方運輸局長 （経由必須）	
貨物自動車運送	貨物利用運送事業	所轄地方運輸局長	同左	所轄運輸支局長・ 神戸運輸監理部長	

〔備考〕

- 1 所轄地方運輸局とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局及び神戸運輸監理部をいう。
- 2 所轄運輸支局及び所轄海事事務所とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局運輸支局及び地方運輸局又は神戸運輸監理部海事事務所をいう。
- 3 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等の判断に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ① 当該者の主たる事務所（本社）の所在地を管轄する地方運輸局では、貨物利用運送事業の資格を与えられていない場合支社、支店でのみ貨物利用運送事業を行うため、支社、支店所在地を管轄する地方運輸局で登録等を行っている場合である。このような場合には、当該支社、支店を主たる事務所とする。
 - ② 経営する貨物利用運送事業に係る運送機関の種類により、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局が複数となる場合神戸市で、内航と自動車の貨物利用運送事業を行うような場合であり、内航については神戸運輸監理部が、自動車については近畿運輸局が、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局となる。このような場合には、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。
 - ③ 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局に、別の運送機関に係る貨物利用運送事業の資格を与えられているような場合、本社のある関東運輸局の管内で鉄道に係る貨物利用運送事業を行い、近畿運輸局の管内の支店で内航の貨物利用運送事業を行っているような場合である。このような場合にも、②と同様に、内航については当該支店が主たる事務所といえるので、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。